

新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた方へ 国民健康保険・後期高齢者医療保険のお知らせ

申込 問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

世帯の主たる生計維持者の方が、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合など、一定の要件を満たしている方は、申請により国民健康保険・後期高齢者医療保険の保険料が減免される制度があります。

減免対象者

○死亡または重篤な傷病を負った場合

- 【要件】世帯の主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った世帯
【減免額】保険料全額免除

○収入が減少した場合

- 【要件】新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が減少、または減少が見込まれ、以下のすべての要件を満たす方、およびその世帯

- 事業・給与・不動産または山林収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みである
- 前年所得の合計額が1,000万円以下である
- 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年所得の合計額が400万円以下である

【減免額】 $A \times B \div C \times \text{減免割合}$

- A：世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C：被保険者の属する世帯の、主たる生計維持者および世帯に属する全ての被保険者の前年所得の合計額

前年の合計所得	減免割合
300万円以下	対象保険料の全額
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

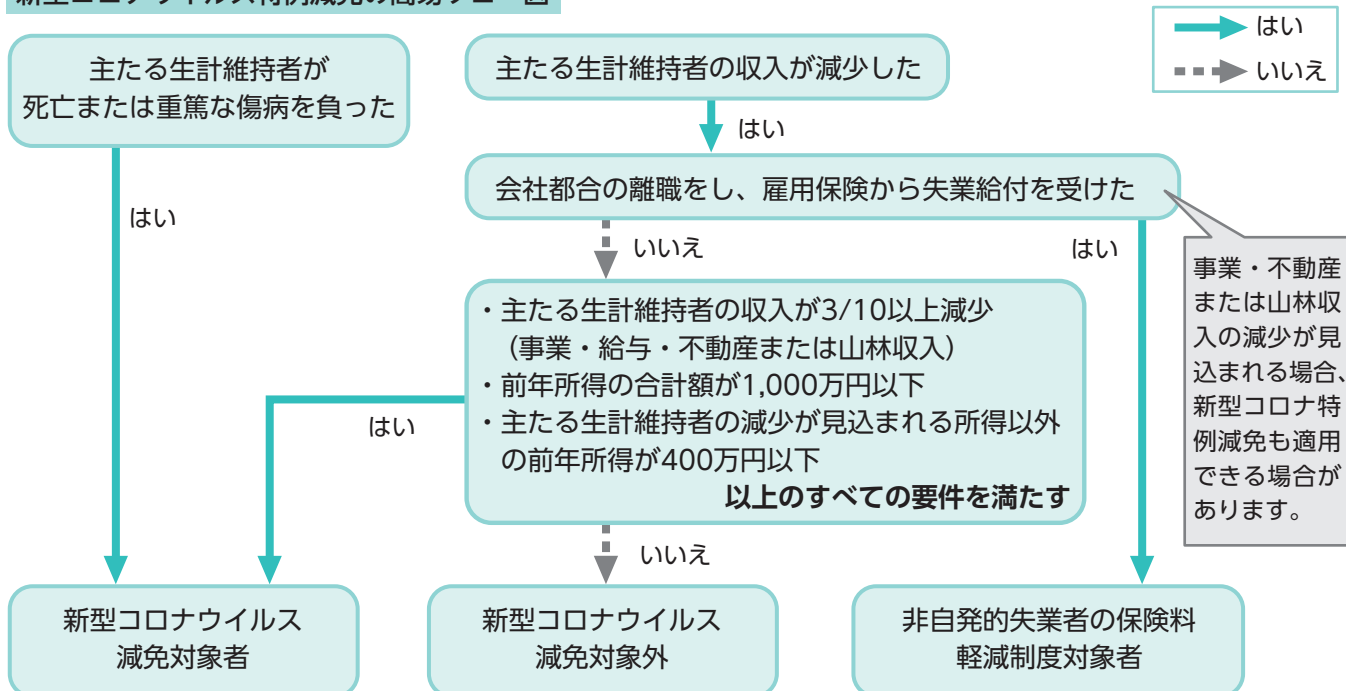
※事業の廃止や失業の場合は、前年の合計所得金額に関わらず、全額免除になります。

※非自発的失業者の保険料軽減制度の対象となるものについては、非自発的失業者の保険料軽減制度による減額が適用されます。

減免対象となる保険料

- ・令和元年度：2月分と3月分（特別徴収の場合は2月徴収分）
- ・令和2年度：全期間

新型コロナウイルス特例減免の簡易フロー図



新型コロナウイルス感染症に係る「傷病手当金」制度があります

申込 問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

富士見町国民健康保険に加入している方が、新型コロナウイルスに感染または感染が疑われた場合に、療養のため仕事を休んだ期間（一定の要件を満たした場合に限る）について、傷病手当金を支給します。

支給を受けるためには申請が必要です。申請する場合は、必ず事前にお電話でお問い合わせください。

【対象者】 次のすべてに該当する方

1. 富士見町国民健康保険の加入者であること
2. 給与等の支払いを受ける「被用者」であること
3. 新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われたことにより、療養のために仕事を休んでいること
4. 仕事を休んでいる間、就業先からの給与などの支給が一部、または全部がないこと

【支給期間】 療養のために仕事を休んだ期間のうち、就労を予定していた日
※仕事を休んだ日から起算して3日を経過した日（4日目）から適用します

【支給額】 $(直近の継続した3か月間の給与収入の合計 \div 就労日数) \times 2/3 \times 就労を予定していた日数$

【適用期間】 令和2年1月1日から9月30日までの期間で、療養のために仕事を休んだ期間
※ただし、入院が継続する場合等は最長1年6カ月まで

【申請方法】 事前に住民福祉課 国保年金係（☎62-9111）へお問い合わせください。
※申請書は町ホームページ（<https://www.town.fujimi.lg.jp/>）からもダウンロードできます。

ここに注意!

給与の支払いを受ける「被用者」が対象です

※個人経営者などの事業主の方は支給対象となりません

● 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での提出にご協力ください ●

富士見町役場 住民福祉課 国保年金係 ☎399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合10777

子宮頸がん検診のお知らせ

申込 問 住民福祉課 保健予防係(保健センター) ☎62-9134

子宮頸がん検診を以下のとおり実施しますので、申し込みをされた方は受診してください。申し込みをされていない方で、受診を希望される場合は、受診希望日前日までにお申し込みください。

【対象者】 20～79歳（昭和16年4月2日～平成13年4月1日生まれ）の女性で、富士見・乙事・立沢・広原地区の方 ※妊娠中の方は受診しないでください。

【日 程】

期 日	会 場	受付時間
7月14日(火)	町民センター	午後1時～1時30分
7月17日(金)		
7月20日(月)		
8月4日(火)	保健センター	
8月6日(木)		
8月17日(月)	町民センター	

【検診一部負担金】 1,000円（検診当日にお持ちください）



この検診は、健康ポイント事業の対象です

検診一部負担金が免除される方（無料の方）

①70歳以上の方（昭和26年4月1日以前に生まれた方）

②65歳以上で障害の認定により後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方

③生活保護法（昭和25年法律144号）の規定による生活保護を受けている世帯に属する方

④当該年度分の町民税非課税世帯に属する方

} 年齢で判断しますので
申請は必要ありません

} ②～④の方は、申請により一部負担金が免除されますので、前日までに保健センターで免除申請の手続きをしてください。